



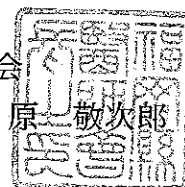
福岡県医発第 1181 号 (総)

平成 15 年 9 月 19 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原一敬次郎



「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」
及び「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」について

初秋の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」及び「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、平成 15 年 7 月 16 日に公布されました。

いずれも施行期日は未定ですが、今後、具体的なことが定められ厚生労働省より通知等が出されましたら、お知らせ申し上げます。

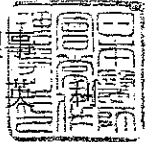
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員に対する周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

(地Ⅲ131)

平成15年9月10日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
西 島 英



「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」
及び「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」及び「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、平成15年7月16日に公布されました。

いずれも施行期日は未定ですが、今後、具体的なことが定められ厚生労働省より通知等が出されましたら、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会に対して、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○裁判の迅速化に関する法律(一〇七)
○民事訴訟法等の一部を改正する法律(一〇八)

○人事訴訟法(一〇九)

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(一一〇)
○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(一一一)

○国立大学法人法(一一二)

○独立行政法人国立高等専門学校機構法(一一三)
○独立行政法人大学評価・学位授与機構法(一一四)

○独立行政法人国立大学財務・経営センター法(一一五)

○独立行政法人メデリア教育開発センター法(一一六)

○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一一七)

○地方独立行政法人法(一一八)

○地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一一九)

○次世代育成支援対策推進法(一二〇)
○児童福祉法の一部を改正する法律(一二一)

〔省令〕

○法務省組織規則の一部を改正する省令(法務五五)

○次世代育成支援対策推進センターに関する省令(厚生労働一二二)

本号で公布された
法令のあらまし

◇裁判の迅速化に関する法律(法律第一〇七号)
(司法制度改革推進本部)

1 目的

裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 裁判の迅速化

(一) 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させることを等目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとした。(第二条第一項関係)

(二) 裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士体制の整備等により行われるものとした。(第二条第二項関係)

(三) 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならないこととした。(第三条第三項関係)

3 国の責務等

(一) 国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第三条関係)

(二) 政府は、(一)の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第四条関係)

(三) 日本弁護士連合会は、弁護士会の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努めるものとした。(第五条関係)

(四) 受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとした。(第六条関係)

(五) 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者(当事者等)は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならないこととした。(第七条第一項関係)

(六) (四)の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならないこととした。(第七条第二項関係)

4 最高裁判所による検証
(一) 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとした。(第八条第一項関係)

(二) 検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならないこととした。(第八条第二項関係)

5 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律(法律第一〇八号)(法務省)

一 民事訴訟法の一部改正

1 知的財産権関係訴訟の管轄等
特許権等に関する訴えについて、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化することとするともに、これらの裁判所においては五人の裁判官による合議体で審理及び裁判をすることができるとするなど知的財産権関係訴訟の管轄等に関する規定を設けることとした。(第六条、第二〇条の二、第二六九条の二、第三一〇条の二関係)

2 専門委員制度

裁判所は、専門的な知見が問題となる訴訟において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を求め、必要な説明を聴くことができることとする専門委員制度を設けることとした。(第九二条の二、第九二条の七関係)

3 訴えの提起前における証拠収集の処分等の手続

訴えの提起前においても、相手方に対して照会をすることができるとする手続及び文書の所持者に対して文書の送付を囑託することなどができる手続を設けることとした。(第一三二条の二、第一三三条の九関係)

4 計画審理

裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないこととするなど計画審理に関する規定を設けることとした。(第一四七条の二、第一四七条の三、第一五六条の二、第一五七条の二関係)

5 鑑定

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができるとし、その手続等に関する規定を設けることとした。(第二二五条、第二二六条関係)

6 少額訴訟に関する特則

少額訴訟に関する特則を適用することができる事件の範囲を定める訴訟の上限額を三〇万円から六〇万円に引き上げることとした。(第三六八条関係)

二 特許法の一部改正

特許法第一七八条第一項の訴えに係る事件においては五人の裁判官による合議体で審理及び裁判をすることができるとした。(第一八二条の二関係)

三 実用新案法の一部改正

実用新案法第四七条第一項の訴えに係る事件においては五人の裁判官による合議体で審理及び裁判をすることができるとした。(第四七条第二項関係)

四 民事保全法の一部改正

民事保全法に関する訴えを本案とする保全命令事件は、本案の管轄裁判所である東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に専属することとした。(第一二条第二項関係)

五 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇人事訴訟法(法律第一〇九号)(法務省)

1 趣旨

この法律は、人事訴訟に関する手続について、民事訴訟法(平成八年法律第一〇九号)の特例等を定めるものとする。こととした。(第一条関係)

2 総則

(一) 通則

用語の定義及び最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。(第二条、第三三条関係)

(二) 裁判所

人事に関する訴えの管轄、併合請求における管轄、調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理、遅滞を避ける等のための移送及び関連請求に係る訴訟の移送に関する規定を設けることとした。(第四条、第八条関係)

(三) 参与員

人事訴訟の審理に当たり、参与員の意見を聴くことができることとし、その員数、除斥及び忌避等に関する規定を設けることとした。(第九条、第一一条関係)

(四) 当事者

人事訴訟の被告適格、人事訴訟における訴訟能力及び利害関係人の訴訟参加に関する規定を設けることとした。(第十二条、第十五条関係)

(五) 訴訟費用

検察官を被告とする人事訴訟における訴訟費用の負担に関する規定を設けることとした。(第一六条関係)

(六) 訴訟手続

関連請求の併合等、訴えの変更及び反訴、民事訴訟法の規定の適用除外、職権探知、当事者本人の出頭命令等、当事者尋問等の公開停止、検察官の関与、確定判決の効力が及ぶ者の範囲、判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止、訴訟手続の中断及び受継、当事者の死亡による人事訴訟の終了に関する規定を設けることとした。(第十七条、第二七条関係)

(七) 補則

利害関係人に対する訴訟係属の通知、民事訴訟法の適用関係、保全命令事件の管轄の特例に関する規定を設けることとした。(第二八条、第三〇条)

3 婚姻関係訴訟の特例

(一) 管轄

離婚の訴え等に係る婚姻の当事者間に成年に達しない子がある場合における管轄及び移送の特例に関する規定を設けることとした。(第三一条)

(二) 附帯処分等

裁判所は、離婚の訴え等に係る訴訟における親権者の指定又は子の監護者の指定等の処分についての裁判をその当に当たつて、家庭裁判所調査官による事実の調査を行うことができることとする等、親権者の指定等に関する規定を設けることとした。

(三) 和解並びに請求の放棄及び認諾

離婚の訴えに係る訴訟における和解、請求の放棄及び認諾に関する特則を設けることとした。(第三七条)

(四) 履行の確保

履行の勧告、履行命令及び金銭の寄託に関する規定を設けることとした。(第三八条、第四〇条)

4 実親子関係訴訟の特例

嫡出子の否認の訴え、認知の訴え及び父を定めることを目的とする訴えの当事者等に関する規定を設けることとした。(第四一条、第四三条関係)

5 養子縁組関係訴訟の特例

離縁の訴えに係る訴訟における和解等に関する規定を設けることとした。(第四四条関係)

6 人事訴訟の家庭裁判所への移管

人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管することとした。(附則第一四一条、裁判所法第二四一条、第三二条の三関係)

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(法律第一一〇号)(法務省)

1 目的等

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を

図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。こととした。この法律による処遇に携わる者は、このような目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならないものとした。(第一条関係)

2 定義

「対象行為」、「対象者」、「指定医療機関」等について、所要の定義規定を設けることとした。(第二条関係)

3 裁判所、指定医療機関及び保護観察所

(一) 地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員(厚生労働大臣が作成した名簿に記載された学識経験を有する医師のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任した者の中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する)の合議体で処遇事件を取り扱うものとし、この合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによることとした。(第一一条、第一四一条関係)

(二) 指定入院医療機関は、国、都道府県等が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものについて、指定通院医療機関は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院等について、それぞれ、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が指定することとした。(第一六条関係)

(三) 保護観察所は、精神保健観察の実施等の事務をつかさどることとし、保護観察所に置かれる社会復帰調整官が、精神障害者の保健、福祉等に関する専門的知識に基づき、これらの事務に従事することとした。(第十九条、二〇条関係)

4 審判

(一) 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者等であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は対象行為について心神喪失を理由とする無罪の確定裁判等があつたときは、一定の場合を除き、対象者について、地方裁判所に対し、処遇の要否及び内容を決定することを申し立てなければならないこととした。(第三二条関係)

(一) 裁判所は、医師の鑑定を基礎とし、かつ、対象者の生活環境等を考慮し、次の区分に従い、それぞれの決定をしなければならないこととした。(第四二条関係)

(1) 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定(以下「入院決定」という。)

(2) (1)の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、入院によらない医療を受けさせる旨の決定(以下「通院決定」という。)

(3) (1)又は(2)の場合に当たらないとき、この法律による医療を行わない旨の決定

(一) 厚生労働大臣は、裁判所の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならないこととし、同大臣から委託を受けた指定医療機関は、同大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならないが、また、医療を行うについて、同大臣の行う指導に従わなければならないこととした。(第八一条、第八二条関係)

(二) 保護観察所の長は、入院決定があつたときは、その者の社会復帰の促進を図るため、退院後の生活環境の調整を行わなければならないが、また、指定入院医療機関の管理者、都道府県知事等に対し、必要な協力を求めることができることとした。(第一〇一条関係)

(一) 保護観察所の長は、通院決定があつたときは、指定通院医療機関の管理者、都道府県知事等と協議の上、その者に対する医療、精神保健観察及び援助の内容及び方法を記載した処遇の実施計画を定めなければならないが、通院

決定を受けた者に対する医療等は、この実施計画に基づいて行われなければならないこととした。(第一〇四条、第一〇五条関係)

(二) 通院決定を受けた者は、精神保健観察に付することとし、精神保健観察は、対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者、都道府県知事等から報告を求めるなどして、その者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守るなどの方法によつて実施することとした。(第一〇六条関係)

7 政府は、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるとともに、この法律による医療の対象とならない精神障害者に關しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神医療全般の水準の向上を図り、また、精神障害者の地域生活の支援のため、精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとした。(附則第三條關係)

8 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

1 趣旨
この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めることとした。(第一一條關係)

2 定義
この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合せようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいうこととした。(第二一條關係)

3 性別の取扱いの変更の審判
(一) 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の(1)から(5)のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができるとした。(第三條第一項關係)

(1) 二〇歳以上であること。
(2) 現に婚姻をしていないこと。
(3) 現に子がいないこと。
(4) 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
(5) その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

(二) (一)の請求をするには、(一)の性同一性障害者に係る2の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならないこととした。(第三條第二項關係)

4 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い
(一) 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなすこととした。(第四條第一項關係)

(二) (一)は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではないこととした。(第四條第二項關係)

5 家事審判法の適用
性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなすこととした。(第五條關係)

6 戸籍法の一部改正
性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製することとした。(附則第四項關係)

7 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。
(二) この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられることとした。

◇国立大学法人法(法律第一二二号)(文部科学省)
1 国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、それぞれ国立大学法人法の定めるところにより設立される法人とし、その名称及び各国立大学法人が設置する国立大学について定めることとした。(第二條關係)

2 国立大学法人等の業務に關して評価するため国立大学法人評価委員会の設置について定めることとした。(第九條關係)

3 国立大学法人に役員として学長、理事及び監事を置き、予算など重要事項については学長及び理事で構成される役員会の議を経て学長が決定することとした。また、審議機関として経営協議会及び教育研究評議會を設置するとともに、役員や経営協議会の委員に学外有識者を迎えることとした。(第一〇條、第一一條、第二〇條及び第二一條關係)

4 文部科学大臣による国立大学法人の学長の任免や中期目標の策定等については、大学の自主性に配慮する仕組みを定めることとした。(第一二條、第一七條及び第三〇條關係)

5 国立大学法人の業務について定めるとともに、財務及び会計に關する規定を置き、併せて、独立行政法人通則法の規定を必要に応じ準用することとした。(第三二條、第三三條、第三四條、第三五條關係)

6 大学共同利用機関法人についても、国立大学法人と同様に、組織、業務及びその自主性に配慮した仕組み等を定めることとした。(第二四條、第二九條關係)

7 この法律の施行期日は平成一五年一〇月一日とし、また、国立大学法人等の設立の期日は平成一六年四月一日とした。

(民事訴訟法の適用関係に関する経過措置)
第七條 第二十九條の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続については、適用しない。
(附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置)

第八條 第二章第二節(第三十二條の規定を除く。)及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、適用しない。
(嫡出子の否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

第九條 新法の施行の際現に係属している嫡出子の否認の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続の受継については、第四十一條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(認知の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

第十條 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合の第四十二條第三項の規定の適用については、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十一條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(民法の一部改正)

第十二條 民法の一部を次のように改正する。
第七百四十四條第一項中「乃至第七百三十六條」を「から第七百三十六條まで」に、「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。
第七百四十七條第一項中「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所」に改める。
第七百四十九條中「第七百六十六條乃至第七百六十九條」を「第七百二十八條第一項、第七百六十六條から第七百六十九條まで、第七百九十條第一項ただし書並びに第八百十九條第二項、第三項、第五項及び第六項」に、「取消しにつきこれを」を「取消しについて」に改める。
第八百四十四條中「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百五十五條中「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所」に改める。
第八百六十六條第一項中「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。
第八百六十六條の二及び第八百六十六條の三第一項中「裁判所」を「家庭裁判所」に改める。
第八百七十七條中「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。
(民法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 前條の規定の施行前にされた婚姻の取消し及び養子縁組の取消しの請求については、なお従前の例による。
(裁判所法の一部改正)

第十四條 裁判所法の一部を次のように改正する。
第二十四條第一号中「及び同号」を「(第三十一條の三第一項第二号の人事訴訟を除く。)及び第三十三條第一項第一号」に改める。
第三十一條の三第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「家事審判法の下に(昭和二十二年法律第五十二号)」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「少年法の下に(昭和二十三年法律第六十八号)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)で定める人事訴訟の第一審の裁判
第六十一條の二第一項中「各家庭裁判所」の下に「及び各高等裁判所」を加え、同条第二項を次のように改める。
家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一條の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判(人事訴訟法第三十二條第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判(以下この項において「附帯処分等の裁判」という。)に限る。)並びに第三十一條の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査を掌る。

(裁判所法の一部改正に伴う家庭裁判所調査官の事務等に関する経過措置)
第十五條 前條の規定の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、同条の規定による改正後の裁判所法第六十一條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(家事審判法の一部改正)

第十六條 家事審判法の一部を次のように改正する。
第九條第一項乙類第七号中「第六項」の下に「これらの規定を同法第七百四十九條において準用する場合を含む。」を加える。
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十七條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一七の項中「又は家事審判法第十五條の六の規定による申立て」を「家事審判法第十五條の六の規定による申立て又は人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十九條第一項の規定による申立て」に改める。
法務大臣 森山 眞弓
内閣総理大臣 小泉純一郎

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律をここに公布する。
平成十五年七月十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎
法律第九十号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
目次
第一章 総則
第一節 目的及び定義(第一條、第二條)
第二節 裁判所(第三條、第十五條)
第三節 指定医療機関(第十六條、第十八條)
第四節 保護観察所(第十九條、第二十三條)

第二章 審判
第一節 通則(第二十四條、第三十二條)
第二節 入院又は通院(第三十三條、第四十八條)
第三節 退院又は入院継続(第四十九條、第五十三條)
第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第五十四條、第五十八條)
第五節 再入院等(第五十九條、第六十三條)
第六節 抗告(第六十四條、第七十三條)
第七節 雑則(第七十四條、第八十條)
第三章 医療
第一節 医療の実施(第八十一條、第八十五條)
第二節 精神保健指定医の必置等(第八十六條、第八十八條)
第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置(第八十九條、第九十一條)
第四節 入院者に関する措置(第九十二條、第一百零一條)
第五節 雑則(第一百零二條、第一百零三條)
第四章 地域社会における処遇
第一節 処遇の実施計画(第一百零四條、第一百零五條)
第二節 精神保健観察(第一百零六條、第一百零七條)
第三節 連携等(第一百零八條、第一百零九條)
第四節 報告等(第一百一十條、第一百一十三條)
第五章 雑則(第一百一十四條、第一百六十六條)
第六章 罰則(第一百七十七條、第二百一十一條)
附則
第一章 総則
第一節 目的及び定義
(目的等)
第一條 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。
2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五法律第百二十三号）第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。

2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいづれかの行為に当たるものをいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第八八条から第一百条まで又は第一百二十二条に規定する行為

二 刑法第百七十六條から第百七十九條までに規定する行為

三 刑法第百九十九條、第二百二條又は第二百三條に規定する行為

四 刑法第二百四條に規定する行為

五 刑法第二百三六條、第二百三十八條又は第二百四十三條（第二百三六條又は第二百三十八條に係るものに限る。）に規定する行為

3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第三十九條第一項に規定する者（以下「心神喪失者」という。）又は同条第二項に規定する者（以下「心神耗弱者」という。）であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第三十九條第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者

4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院（その一部を指定した病院を含む。）をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）又は薬局をいう。

第二節 裁判所

(管轄)

第三条 処遇事件（第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

(移送)

第四条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもつて、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

(手続の併合)

第五条 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもつて、併合して審判しなければならない。

(精神保健審判員)

第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(欠格事由)

第七条 次の各号のいづれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、医事に関し罪を犯し刑に処せられた者

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者

(解任)

第八条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいづれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

一 前条第一号から第三号までのいづれかに該当するに至つたとき

二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき

(職権の独立)

第九条 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。

2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従ひ公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人」とあるのは「対象者（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十三条第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。）」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。）」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察官の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者ととしての職務を行つた」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八条乃至第四百条、第四百二十二条若しくは第四百

百三十三條」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八條第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替へるものとする。

(合議制)

第十一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第四條第一項若しくは第二項、第五條、第四十條第一項若しくは第二項前段、第四十一條第一項、第四十二條第二項、第五十一條第二項、第五十六條第二項又は第六十一條第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみでする。呼出状若しくは同行状を發し、対象者に出席を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第二十四條第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第十二條 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二條第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べる義務)

第十三條 裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

2 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(評決)

第十四條 第十一條第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

(精神保健参与員)
第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第三節 指定医療機関
第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の取消)
第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消)
第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときその他第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十八条(第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)に規定する生活環境の調査に関すること。

二 第一百一条に規定する生活環境の調整に関すること。

三 第六十六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。

四 第八十八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。

五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(社会復帰調整官)
第二十条 保護観察所に、社会復帰調整官を置く。

2 社会復帰調整官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。

3 社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものでなければならない。

(管轄)
第二十一条 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まつた住居を有しないときは、現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所(照会)

第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)
第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二章 審判

第一節 通則

(事実の取調)
第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調をすることができ、

2 前項の事実の取調は、合議体の構成員(精神保健審判員を除く。)にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

3 第一項の事実の取調のため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体にに対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になつたときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)
第二十五条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

(呼出し及び同行)
第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まつた住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)
第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内はその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。

(同行状の執行)
第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。

2 検察官が前項の嘱託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 同行状を執行するときは、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入るることができる。

(出頭命令)
第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出席するときは、検察官にその護送を嘱託するものとする。

要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)
第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内はその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。

(同行状の執行)
第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。

2 検察官が前項の嘱託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 同行状を執行するときは、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入るることができる。

(出頭命令)
第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出席するときは、検察官にその護送を嘱託するものとする。

3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。

第三十条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる。

4 前項の規定により裁判所が付すべき付添は、最高裁判所規則で定めるところにより、委任するものとする。

5 前項の規定により選任された付添人は、旅費
日当、宿泊料及び報酬を請求することができる
(審判期日)

第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が
う。

審判期日における審判は、公開しない。
審判期日における審判においては、精神障
害者の精神障害の状態に応じ、必要な配慮を
しなければならない。

5 裁判所は、檢察官、指定医療機関（病院又診療所に限る。）の管理者又はその指定する医及び保護観察所の長又はその指定する社会復興警官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。

6. 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に）
ては、その指定する職員を含む。）及び付添人
審判期日に出席することができる。

7 審判期日には、対象者と呼び出し、又はそ
出頭を命じなければならない。

8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者がその障害のため、若しくは正当な理由がなく審判

期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席していると
きは、この限りでない。

9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判

2 前項の規定にかかわらず、検査官、指定入院
医療機関の管理者若しくはその指定する医師、
保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰
調整官又は付添人は、次条第一項、第四十九條
第一項若しくは第二項、第五十條、第五十四條
第一項若しくは第二項、第五十五條又は第五十
九條第一項若しくは第二項の規定による申立て
があつた後当該申立てに対する決定が確定する
までの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧す
ることができない。

第二節 入院又は通院
(檢察官による申立て)

第三十二条 検察官は、被疑者が対象行為を行

たこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたることを認めて公訴を提起しない処分をされた者、又は第二条第三項第二号に規定する確定判決があつたときは、当該処分をされ、又は当確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかにないとする場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定することを申し立てなければならぬ。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の護事件の処理又は外国人の退去強制に関する令の規定による手続が行われている場合は、該手続が終了するまで、申立てをしないこと

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、

該対象者が刑務所、拘置所若しくは保護処分の執行のため、少年刑務所、少年刑務所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることがなるべき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国であつて出国したときも、同様とする。

3 檢察官は、刑法第二百四条に規定する行為を行つた対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為をも行つた者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することをも促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかにないと認める場合を除き、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を本院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間入院させる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該

象者に対し、あらかじめ、供述を強えられる。

とはいふこと及び弁護士である付添人を選任することができるとを説明した上、当該対象が第二條第三項に該当するとされる理由の要及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ陳述する機会を与えなければならぬ。たゞ、当該対象者の心身の障害により又は正当な理がなく裁判官の面前に出頭しないため、これを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命
が執行された日から起算して二月を超えるこ
ろ。ただし、裁判所は、必要があること
認めるときは、通じて一月を超えない範囲で
決定をもつて、この期間を延長することがで
る。

4 裁判官は、檢察官に第一項の命令の執行を託するものとする。

5 第二十八條第二項、第三項及び第六項並に第二十九條第三項の規定は、前項の命令の効力について準用する。

人 6 第一項の命令は、判事補が一人で行なうことができる。

(必要的付添人)
第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。
(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容

につき精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に關与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第三十七条 裁判所は、対象者に關し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行ふことなく、社会に復帰することを促進するたふことにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑を命じなければならぬ。ただし、当該必要明らかにないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の鑑定を行うに当たっては、精神障害類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行つた時の病状、治療状況、病状及び治療状況が

予測される将来の症状 対象行為の内容 過
 の被害行為の有無及び内容並びに当該対象者

3 第一項の規定により鑑定を命ぜられた医
 3 は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に
 づき、この法律による入院による医療の必要
 に関する意見を付さなければならぬ。
 4 裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対
 当該鑑定の実施に当たつて留意すべき事項を
 することが出来る。

5 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令がせられていない対象者について第一項の鑑定命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項第四十二条の決定があるまでの間入院させる。

を命ずることができる。第三十四条第二項から第五項までの規定は、この場合について準用

る。

(保護観察所による生活環境の調査)

第三十八条 裁判所は、保護観察所の長に對し、その結果を調査する生活環境の調査を行い、その結果を報告する。

文藝者の生活現況の調査を行
告することを求めることができる。

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならぬ。

3 裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。

(対象者の鑑定)

第五十七條 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に對し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができ、第三十七條第二項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

(準用)

第五十八條 第三十六條及び第三十八條の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第五節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

第五十九條 保護観察所の長は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認めるに至つた場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

第六十條 前条第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。

(鑑定入院命令)

第六十條 前条第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するに、裁判官は、当該対象者に對し、あらかじめ、供述を強いられることとはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出現しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えないことができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

4 第二十八條第六項、第二十九條第三項及び第三十四條第四項の規定は、第一項の命令の執行について準用する。この場合において、第三十四條第四項中「檢察官」とあるのは「保護観察所の職員」と、執行を囑託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替へるものとする。

5 第三十四條第六項の規定は、第一項の命令について準用する。

(入院等の決定)

第六十一條 裁判所は、第五十九條第一項又は第二項の規定による申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見(次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第一項後段において準用する第三十七條第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 申立てを棄却する旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

(対象者の鑑定)

第六十二條 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に對し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができ、第三十七條第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第六十三條 第三十六條及び第三十八條の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第六節 抗告

(抗告)

第六十四條 檢察官は第四十條第一項又は第四十二條の決定に對し、指定入院医療機関の管理者は第五十一條第一項又は第二項の決定に對し、保護観察所の長は第五十六條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項から第三項までの決定に對し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができ、

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二條第一項、第五十一條第一項若しくは第二項、第五十六條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項若しくは第三項の決定に對し、二週間以内に、抗告をすることができ、ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一條第一項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十條第一項又は第四十二條第一項の決定に對する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五條 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができ、第三十七條第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

2 裁判所は、第六十條第一項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。第六十條第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第六十三條 第三十六條及び第三十八條の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第六節 抗告

(抗告)

第六十四條 檢察官は第四十條第一項又は第四十二條の決定に對し、指定入院医療機関の管理者は第五十一條第一項又は第二項の決定に對し、保護観察所の長は第五十六條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項から第三項までの決定に對し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができ、

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二條第一項、第五十一條第一項若しくは第二項、第五十六條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項若しくは第三項の決定に對し、二週間以内に、抗告をすることができ、ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一條第一項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十條第一項又は第四十二條第一項の決定に對する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五條 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であつても、抗告の理由となる事由に関し、職権で調査をすることが出来る。

(必要の付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の規定に對して抗告があつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあつたものであることが明らかとなるときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなればならない。ただし、第四十条第一項各号のいづれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることが出来る。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することが出来る。

(再抗告)

第七十条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の決定に對し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることが出来る。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることが出来ない。

2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。

(再抗告審の裁判)

第七十一条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することが出来る。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することが出来る。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることが出来ない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかつたこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいづれでもないこと又は対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要がないことを理由としてすることが出来ない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に對し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることが出来る。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることが出来ない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七節 雑則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条、第五十五条並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることが出来る。

2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁

錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限り、刑の執行しようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を嘱託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることが出来る。第二十九条第二項の嘱託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することが出来る。

(競合する処分の調整)

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限り)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至つたときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることが出来る。

2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもつて、これらの決定のうちいずれかを取り消すことが出来る。

(証人等の費用)

第七十七条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することが出来る。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することが出来る。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八条の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第七十九条 地方裁判所は、第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第八十条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

第一節 医療の実施

第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

- 三 医学的処置及びその他の治療
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送
- 3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。
(指定医療機関の義務)
- 第八十二条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。
- (診療方針及び診療報酬)
- 第八十三条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。
- (診療報酬の審査及び支払)
- 第八十四条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。
- 2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)第十六条第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十七条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。
- 4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。
(報告の請求及び検査)
- 第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。
- 第二節 精神保健指定医の必置等
(精神保健指定医の必置)
- 第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。
(精神保健指定医の職務)
- 第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第九十三条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定によりこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。
- 2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第九十六条第四項の規定による診察並びに第九十七条第一項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。
- (診療録の記載義務)
- 第八十八条 精神保健指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。
第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置
(指定医療機関への入院等)
- 第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係る病床)に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほか、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。
- 2 指定入院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二条第二項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。
(資料提供の求め)
- 第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。
- 2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。
(相談、援助等)
- 第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。
- 第四節 入院者に関する措置
(行動制限等)
- 第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の收受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審査会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができる。
- 3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審査会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行ふことができない。
- 第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。
- 2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保険審査会の意見を聴かなければならない。
(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)
- 第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないとき、又は、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。
(処遇改善の請求)
- 第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に

対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

（処遇改善の請求による審査）

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保険審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者に對して、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保険審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保険審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保険審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保険審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保険審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他の関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保険審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保険審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

（報告徴収等）

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類

の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないときと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

（無断退去者に対する措置）

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合（第八十条第一項又は第二項の規定により外出又は泊りしている者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。）には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連れ戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連れ戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
二 退去の年月日及び時刻
三 症状の概要
四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
五 入院年月日
六 退去者が行った対象行為の内容
七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

4 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適當な場所に、保護することができる。

5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時（第八十条第一項又は第二項の規定により外出又は泊りしている者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合において、当該無断で離れた時）から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。

7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十条第四項第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（外出等）

第一百条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者

を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合
二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合
二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五節 雑則

(国の負担)

第百二条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(権限の委任)

第百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

第百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の

規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第百五条 前条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によつて実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第百七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第四十四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間に必要の情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に對する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第百十条 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなつたとき。

二 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至つたとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第百十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払つた費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

（刑事事件に関する手続等との関係）
第百十四條 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

第百十三條 第一項（第六十一條第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（第五十一條第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十一條第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係）

第百十五條 この法律の規定は、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。
第百十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第百十七條 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者
二 指定医療機関の管理者若しくは社会保険審議会の委員又はこれらの職にあつた者

三 第三十七條第一項、第五十二條、第五十七條又は第六十二條第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師
四 精神保健指定医又は精神保健指定医であつた者が、第八十七條に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

三 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

第百十八條 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第九十六條第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
二 第九十七條第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。
第百二十一條 第八十八條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條、第七條及び第十五條の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第七條の規定は公布の日から施行する。

（経過規定）
第二條 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九條第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減軽をする旨の裁判が確定した者について適用する。

（精神医療等の水準の向上）
第三條 政府はこの法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

二 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神科病棟の人員配置基準を見直し病棟の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した医療を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

三 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の実施等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。
（検討等）

第四條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第五條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。
第二十五條を次のように改める。

（検察官の通報）

第二十五條 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしないう裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十三條第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

二 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者（同法第二條第三項に規定する対象者をいう。第二十六條の三及び第四十四條第一項において同じ。）について、特に必要があると認めたときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。
第二十六條の二の次に次の一条を加える。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報）
第二十六條の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二條第六項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四條を次のように改める。
（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係）

第四十四條 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

二 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四條第一項前段若しくは第六十條第一項前段の命令若しくは第三十七條第五項前段若しくは第六十二條第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
第六條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十五條第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十條第五項」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十條第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為

を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」に改める。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。
附則第十六條を削る。
（法務省設置法の一部改正）

第八條 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第四條第十八號の次に次の一号を加える。
十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く）。

第二十四條第一項中「犯罪者予防更生法第十八條各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第十九條各号」を加える。
（厚生労働省設置法の一部改正）

第九條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項第四号中（昭和二十五年法律第百二十三号）の下に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）」を加える。

法務大臣 森山 眞弓
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十一号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができ、
一 二十歳以上であること。
二 現に婚姻をしていないこと。
三 現に子がいないこと。
四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）
第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

（家事審判法の適用）

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用にについては、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（検討）
2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができ、性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置）
3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二條第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに

国立大学法人法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年七月十六日

法律第百十二号

国立大学法人法

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第八条）

第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）

第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）

第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）

第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）

第三款 業務等（第二十九条）

規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であつたものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含むものとする。

（戸籍法の一部改正）

4 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第二十条の三の次に次の一条を加える。
第二十條の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三條第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

法務大臣 森山 眞弓
内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣総理大臣 小泉純一郎